

市政情報一括発信システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市政情報一括発信システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「本実施要領」という。）は、市政情報一括発信システム構築業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 市政情報一括発信システム構築業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「市政情報一括発信システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 : 契約の日から令和8年3月6日まで
- (4) 予算額（見積上限額） : 構築業務相当分
15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
システム使用料分
240千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※システム使用料は、令和7年度予算措置分（1カ月分）
- (5) 担当部署 : 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市 市長公室広聴広報課
電話 : 0191-21-8182 FAX : 0191-21-5733
メール : kouhou@city.ichinoseki.iwate.jp

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

参加希望者は、本業務を十分に遂行できるもので、次の各号に掲げる項目をすべて満たしていること。

なお、受託候補者決定までの間に、各項に定める参加資格要件を満たさなくなった場合または虚偽の申告を行った場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当しない

こと、かつ一関市暴力団等排除措置要綱（平成 28 年一関市告示第 301 号）に規定する措置要件に該当しないこと

- (4) 直近 3 年以内に都道府県または市区町村の業務で本業務と同等またはそれ以上の業務の受注実績がある
- (5) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下のいずれかを取得していること
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム認証
 - イ プライバシーマーク
- (6) 仕様書の要件を全て満たしていること

5 入札参加資格を有していない者の参加

一関市の入札参加者資格名簿に登録されていない者が参加する場合は、次のとおり追加書類を提出すること。

事前審査の結果、一関市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合には、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 20 日（火）17 時必着
- (2) 提出書類：次に掲げる書類一式を 1 部提出すること

提出書類一覧				
1	身分証明書等(写し可)			
	法人 「履歴事項証明書」(旧：商業登記簿謄本)			
	個人 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」			
2	納税証明書・完納証明書(写し可)			
	<table border="1"> <tr> <td>一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方の提出が必要です</td> <td> ①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 2」 </td> </tr> <tr> <td>一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です</td> <td> ②市税の完納証明書 ※令和 7 年 4 月 1 日以後に発行のもの ※一関市市民税課にて発行 </td> </tr> </table>	一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方の提出が必要です	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 2」	一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です
一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方の提出が必要です	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 2」			
一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です	②市税の完納証明書 ※令和 7 年 4 月 1 日以後に発行のもの ※一関市市民税課にて発行			
3	<p>次の書類を提出してください。</p> <p>①財務諸表^{*1・2}：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 ※1 直近 1 年分を提出 ※2 写しの提出で可</p> <p>②【法人の場合】株主資本等変動計算書 【個人の場合】収支内訳書、営業用純資本額</p>			

6 業務全体のスケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

事務等の名称	日程・締切
実施の公表	令和7年5月12日（月）
質問受付期間	令和7年5月12日（月） ～令和7年5月16日（金）午後3時（必着）
質問に対する回答	令和7年5月20日（火）午後5時まで
参加申込受付期間	令和7年5月12日（月） ～令和7年5月23日（金）午後3時（必着）
参加資格審査結果通知	令和7年5月28日（水）まで
企画提案書提出	令和7年5月29日（木） ～令和7年6月23日（月）午後3時（必着）
企画提案審査会	令和7年6月30日（月）
審査結果等の通知	令和7年7月11日（金）まで
契約候補者との協議	令和7年7月18日（金）まで
契約締結日	別途協議

(2) 事務手順

ア 実施の公表

実施の公表は、令和7年5月12日（月）に一関市ホームページで行う。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、一関市ホームページからダウンロード可能

イ 質疑

質問がある場合は、質問及び回答書（様式1）に質問事項を記載のうえ、メールにより広聴広報課に送信すること。

本プロポーザルに関する質問は、実施に関する事項に限り受け付ける。審査及び評価に対する質問は受け付けない。

【質問受付期間】

令和7年5月12日（月）～令和7年5月16日（金）午後3時

ウ 質疑に対する回答

令和7年5月20日（火）午後5時までに質問及び回答書（様式1）により、参加者全員にメールで回答する。

(3) プロポーザルへの参加申し込み・資格審査

ア 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加申込書等」という。)を提出しなければならない。

なお、提出期間中に参加申込書等を提出しない者または本要領4に定める参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

イ 提出書類

提出書類	様式	添付書類等
参加申込書	様式2-1	
誓約書	様式2-2	
事業者概要調書	様式2-3	<ul style="list-style-type: none">・会社の概要が分かるよう記載する・社歴及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可・本業務を受注した場合の担当部署及び担当者を記載する・発注者からの指示・質問・来訪依頼への対応体制、緊急時の対応について組織図等を用いて、分かりやすく記載する・直近3年以内の都道府県または市区町村の業務で、本業務と同等またはそれ以上の業務の受注実績を記載する・保守の体制について記載する

ウ 提出期間

令和7年5月12日（月）～令和7年5月23日（金）午後3時（必着）

エ 提出先

「2 業務の概要」(5)に記載の担当部署まで

オ 提出方法

持参、郵送（書留郵便）またはメール

※ 持参の場合、受付時間は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時まで）とする

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない

※ メールの場合、到達確認のため、送信後に電話連絡すること

カ 提出部数

持参、郵送の場合、正1部

メールの場合、データで正1部

(4) 参加資格要件の審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たすかを審査し、下記の区分に応じ、令和7年5月28日（水）までに通知する。

ア 参加資格を満たすと認めた者

参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式3）により参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨を通知

イ 参加資格を満たさないと認めた者

参加資格審査結果通知書（様式4）により、参加資格要件を満たさない旨及びその理由を通知

(5) 企画提案について

参加資格要件を満たすと認められた者は次に定めるところにより企画提案書（1者につき1件）を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間

令和7年5月29日（木）～令和7年6月23日（月）午後3時まで（必着）

イ 提出先

「2 業務の概要」(5)に記載の担当部署まで

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便）またはメール

※ 持参の場合、受付時間は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時まで）とする

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない

※ メールの場合、到達確認のため、送信後に電話連絡すること

エ 提出部数

持参または郵送の場合：正1部、副6部、計7部

メールの場合：データで正1部

オ 提出書類

提出書類	様式	留意事項
企画提案書	任意様式	・資料サイズは原則A4版とする（デザイン案などを示す資料などはA3版まで使用可） ・「市政情報一括発信システム構築業務委託企画提案審査票」の大項目に沿って説明すること
実施スケジュール	任意様式	令和8年3月6日までに確実に稼働を開始するスケジュール
見積書及び見積内訳書	任意様式	初期導入に要する経費及び本年度以降のランニングコストを区分して記載すること
各種機能要件表	-	機能要件表の対応状況などを記載すること
その他審査項目の確認に必要な書類	任意様式	審査項目の確認に必要な資料等

(6) 参加の辞退

企画提案者が参加を辞退する場合、令和7年6月16日（月）午後3時までに辞退届（任意様式）を持参、郵送またはメールで提出すること（必着）

(7) 企画提案の審査及び評価

ア 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び評価、受注候補者の審査・選定を行うため、市政情報一括発信システム構築業務委託プロポーザル審査委員会設置要領に基づく審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

【実施日時】 令和7年6月30日（月） ※実施時間は別途通知

【実施場所】 一関市役所

【割当時間】 30分（提案者からの説明 20分、質疑応答 10分）

※1 割当時間には、準備時間は含まない

※2 企画提案者の数により割当時間を変更する場合がある

【出席者】 ・企画提案者 1者につき 3人以内

・契約の履行において担当者となる者が必ず出席し、説明すること

【その他】 ・当日の資料差替えや追加資料の提出は認めない

・オンラインでのプレゼンテーションは不可

ウ 審査の基準

別紙「市政情報一括発信システム構築業務委託企画提案審査票」のとおりとする。

(8) 結果の通知

受注候補者の審査・選定及び結果の通知・公表については、審査会における審査基準に基づいて行い、速やかに、全ての企画提案者に対して審査結果を次のとおり通知し、公表する。

ア 結果の通知

令和7年7月11日（金）までに結果通知書を企画提案者担当宛てメールで通知

イ 公表内容

受注候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法

一関市ホームページに掲載

(9) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

ア 審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合

ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合

エ 参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合

オ その他審査・選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

カ 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合

キ 本要領2に記載の予算額を超える場合

ク 本要領5に示す参加資格要件を欠くことになった場合

(10) 契約に関する基本事項

ア 契約の締結

一関市は、受注候補者と随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受注候補者との契約が成立しなかった場合、次点の企画提案者と交渉する
場合がある。

イ 契約金額

原則として、企画提案時に提出した見積価格とする

ウ 契約保証金

契約金額の 10/100 に相当する額以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保
を納付または提供すること。ただし、一関市財務規則第 146 条の適用を受ける場合
は、契約保証金の納付を免除することがある。

エ 支払条件

検査が完了し履行の確認後、適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払
うものとする。

7 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込書及び企画提案における書類作成、提出及び審査会への出席等、本プロポー
ザルへの参加に要する費用は、企画提案者の負担とする。

8 その他の留意事項

- (1) 業務の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他
法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理
手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て企画提案者が負うものとする
- (4) 提出された書類は返却しない
- (5) 参加申込書及び企画提案書は、市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合
がある
- (6) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には公開の対象となる
- (7) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能である
が、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できない
- (8) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その
他法令等に定める規定を遵守しなければならない
- (9) 参加申込書等、押印が必要なものについては、令和 7・8 年度一関市競争入札参

加資格審査申請書の使用印鑑を使用すること。ただし、本要領6に基づき、追加書類を提出した場合は、プロポーザル参加資格要件審査申請書の使用印鑑を使用すること

- (10) 提出した書類については、提出期限までは修正を認めるものとする。ただし、その場合、提出した書類を一旦引上げ、改めて修正した書類を提出すること。
- (11) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする

9 施行期間

本実施要領は、令和7年5月9日（金）から施行し、委員会が契約候補者等の審査・選定を終了したことをもって廃止する。